

大津市長 越 直 美 様

大津市情報公開・個人情報保護審査会

会長 本 多 滝 夫

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）に記載された特定個人情報ファイルの  
取扱いについて（答申）

平成27年1月22日付け大政情第14号で諮問のありましたことについて、審議した  
結果、下記のとおり答申します。

なお、今回適当と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意  
識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められ、特定個人情  
報の取扱いについて万全の保護措置を図られるよう要請します。

#### 記

#### 1. 住民基本台帳および住登外に関する事務 全項目評価書（大津市情報公開・個人情報保 護審査会条例第2条第1項第2号関係）について

諮問された特定個人情報保護評価書については、特定個人情報保護評価指針（平成26  
年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号）の審査の観点に照らし、指針に定める  
実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか（適合性）、特定個人情報保  
護評価の内容は指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか  
（妥当性）に関して審査を行った結果、その基準を満たしていると判断する。

なお、当審査会は、特定個人情報の適正な管理の徹底と評価書を公表するにあたって次  
のとおり意見を付記する。

- ① 特定個人情報保護評価書における特定個人情報ファイルの取扱いの委託については、行  
政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法  
律第27号）の罰則規定が特定個人情報に関する事務の委託契約の受託者やその従業員  
などにも適用される。特定個人情報に関する事務の委託契約書には目的外利用の禁止の  
規定を明記した個人情報取扱特記事項を添付し、個人情報保護の適切な措置を実施する  
ことを評価書にも表記されたい。
- ② 評価書の記載において、文言が不統一な部分が一部見受けられるため、その整理を行わ  
れたい。また、専門用語については、注釈を記載するなどして専門的な知識を有しない  
人にも分かりやすいよう表記されたい。